

別紙1

仕 様 書

以下の仕様において、下関市を甲、受託業者を乙とする

第1 業務名 田耕農林漁家婦人活動促進センター機械警備業務

第2 警備対象

1 所在地：下関市豊北町大字田耕4332番地2

2 対象物：

(1) 火災に関する機械警備

下関市田耕農林漁家婦人活動促進センター

(2) 盗難に関する機械警備：

下関市田耕農林漁家婦人活動促進センター事務室（別図参照）

第3 契約期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

ただし、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額または削除があった場合は、当該契約は変更または解除する。また、それによる損害を乙が受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することはできないこととする。

第4 委託業務内容 機械警備による無人化警備

1 盗難・火災及び特定の異常事態の感知

2 異常事態確知時における関係先への通報・連絡

3 警備装置等の点検及び警備実施事項の報告

第5 履行期間及び警備基準時間

履行期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

また、警備基準時間は下記のとおりとする。

平 日 : 午後5時15分～翌日午前8時30分

土・日・祝祭日 : 午前8時30分～翌日午前8時30分

なお、機械警備による無人化警備が実施不可能の期間については、巡回（夜間3回以上、土曜日、日曜日、祝日は日中の午前・午後各1回以上を加える。）警備とする。

第6 警備実施時間

前記履行期間及び警備基準時間内において、警備対象が無人の状態になり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

別紙1

第7 警備仕様

1 警報装置

- (1) 機器設置費用については、乙の負担とする。
- (2) 警備対象で発生した異常事態を警備本部において自動的に通報する仕様であること。
- (3) 盗難警備に必要な機器として、開閉センサー・立体センサー、警報ベル等を使用すること。
また、火災警備機器として、移報器を設置すること。
- (4) 最終退館口に設置する警報器に関し、遅延時間を設定すること。
- (5) 必要に応じて事務所等にキーボックスを設置すること。
- (6) 施行にあたっては、統一総合的に設置作業を実施するとともに、特に施設の美観を損なうことのないよう配慮すること。

第8 警備実施時間中における甲の臨時入館

甲は乙が警備業務を実施中といえども、契約対象物件の清掃業務等やむを得ない事情が生じた場合には、臨時に契約対象物件に入場できるものとし、甲の臨時の入場中における警備は甲の責任において実施するものとする。

第9 異常事態発生時における乙の処理

- 1 警報受信装置により甲の警戒対象に異常事態が発生したことを感知したとき、乙は機動隊を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたること。
- 2 警備対象に到着した乙職員は、異常事態を確認後、警備本部へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報すること。
- 3 あらかじめ定められた甲の緊急連絡者へ連絡すること。

第10 事故報告

異常事態発生の際は、速やかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告すること。

第11 警備業務報告書の提出

乙は、甲に対して、警備業務の状況に関する報告書を一月ごとに作成し、翌月7日までに提出するものとする。

第12 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、甲乙相互に預託し、預託された鍵は、それぞれが厳重に取扱い保管する。

別紙1

第13 警報装置の保守点検

甲に設置された警報装置の機能については、乙が適宜保守点検を行う。

第14 緊急連絡者の指定

- 1 甲は、あらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を乙に交付する。
- 2 上記緊急連絡者に変更あるときは、遅滞なくその都度、変更した名簿を乙に交付する。

第15 設置経費

業務に係る機器等の設置経費、機器費、修理、点検等は、乙の負担とする。

なお、機器の設置、交換、故障等により、警備機構による警備の実施が困難な場合は、巡回警備を行うなど、必要な措置を講ずること。

第16 警報設備等の変更

- 1 警備対象施設の増改築等により、警報設備等に変更が必要なときは、甲は、事前に乙に通知するものとする。
- 2 甲が、警備業務実施期間中に必要により電源の中断等を行うときは、あらかじめ、乙に通知するものとする。
- 3 甲が1及び2の通知を怠ったため、それが原因となって生じた損害については、乙は、その賠償の責めを負わない。

第17 契約を解除した場合の施設の撤去

契約を解除した場合、設置した諸設備は、乙の責任において直ちに撤去して設置前の状態に復元し、また、これに要する経費は、乙の負担とする。

第18 その他

警備実施上、この仕様書に定めのない事項については必要あるときに限り、甲乙協議のうえ決定するものとする。